

使用料免除者について

〈免除できる者〉

①手帳の交付を受けている者

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

②特定の介護者（手帳交付されている者1名につき1名）

- 下記の表にあたる等級の手帳をお持ちの方は介護者（1名）も免除となる。

（これ以外の方は本人のみ免除）

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
以下の表の級別に該当する障害を有する者	A1、A2	1級
以下の表の左欄に掲げる障害を2つ以上有する者		

〈身体障害者手帳について〉

障害区分・級別

障害の区分		障害の級別			
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1			
聴覚障害		2級及び3級			
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2			
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1			
	体幹不自由	1級から3級までの各級			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>移動機能障害</td> <td>1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> </table>	上肢機能障害	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	移動機能障害
上肢機能障害	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）				
移動機能障害	1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）				
内部障害	心臓機能障害	1級、3級及び4級			
	じん臓機能障害	1級、3級及び4級			
	呼吸器機能障害	1級、3級及び4級			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級			
	小腸機能障害	1級から3級及び4級			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級			
	肝機能障害	1級から4級までの各級			

※ 必要経費の1施設利用料、2キャンプ場利用料（薪代を除く）のみ免除されます。

※ ご不明な点がございましたらお問合せください。